

介護保険事業費

健康福祉局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

《被保険者の推移》 (単位：人)

	H24.9 末	H25.9 末	H26.9 末	H27.9 末	H28.9 末見込
第 1 号被保険者数	111,638	115,892	119,928	122,625	124,463

《認定者の推移》 (単位：人)

	H24.9 末	H25.9 末	H26.9 末	H27.9 末	H28.9 末見込
認定者数	22,848	24,262	25,255	26,408	27,569

- (1) 給付関係事務経費 13,504  
 保険給付業務に係る事務経費 (12,753)
  - (2) 資格関係事務経費 2,529  
 資格管理業務に係る事務経費 (2,516)
  - (3) 介護保険システム整備事業費 21,470  
 介護保険制度の円滑な運営を図るための対応及び介護予防・日常生活支援総合事業導入に伴うシステム改修を行う。 (52,918)
  - (4) 介護保険制度普及啓発事業費 4,405  
 介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、広報を行う。 (4,107)
  - (5) 介護予防・日常生活支援総合事業移行準備経費 2,877  
 地域包括ケアシステムの推進にあたり、平成 29 年度に介護予防・日常生活支援総合事業へ円滑に移行するため、本市における事業所指定基準等を定めるとともに、本市としてのガイドラインを策定し、市民及び事業所等への周知・啓発を図る。 (2,327)
- 拡充 なお周知・啓発にあたって市民啓発パンフレットの作成や地域包括支援センター等への研修会を実施する。

【款：総務費 項：総務管理費 目：連合会負担金】

- (6) 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金 2,299  
 兵庫県国民健康保険団体連合会の会員負担金 (2,265)

【款：総務費 項：総務管理費 目：賦課徴収費】

- (7) 賦課徴収関係事務経費 31,196  
 介護保険料の賦課、徴収業務に係る事務経費 (30,270)

【款：総務費 項：総務管理費 目：介護認定費】

- |      |   |           |
|------|---|-----------|
| (8)  | <u>主治医意見書支払費</u>                                    | 127,763   |
|      | 要介護認定に必要となる「主治医意見書」の作成手数料の支払いを、兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。 | (126,967) |
| (9)  | <u>認定調査委託料</u>                                      | 87,186    |
|      | 認定調査業務の一部を社会福祉協議会等へ委託する。                            | (86,670)  |
| (10) | <u>認定関係事務経費</u>                                     | 21,784    |
|      | 要介護認定業務に係る事務経費                                      | (19,843)  |

【款：保険給付費 項：介護サービス等諸費 目：介護サービス等給付費】

- |      |  |              |
|------|--|--------------|
| (11) | <u>居宅介護サービス給付費</u>   | 19,267,224   |
|      | 要介護被保険者が指定居宅サービスを利用したときに、居宅介護サービス給付費を支給する。   | (17,730,026) |
|      | 対象サービス   |              |
|      | 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護                    |              |
| (12) | <u>地域密着型介護サービス給付費</u>  | 2,764,529    |
|      | 要介護被保険者が指定地域密着型サービスを利用したときに、地域密着型介護サービス給付費を支給する。   | (2,622,596)  |
|      | 対象サービス   |              |
|      | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス   |              |
| (13) | <u>施設介護サービス給付費</u>   | 8,322,592    |
|      | 要介護被保険者が指定施設サービスを利用したときに、施設介護サービス給付費を支給する。   | (8,652,496)  |
|      | 対象施設   |              |
|      | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設  |              |
| (14) | <u>特定入所者介護サービス費</u>  | 1,238,916    |
|      | 一定の基準を満たす低所得の要介護被保険者が指定施設サービス、指定地域密着型サービスまたは指定居宅サービスを利用したときの食費及び居住費（滞在費）の負担限度額と基準費用額の差額について、特定入所者介護サービス費を支給する。 | (1,171,238)  |
|      | 対象施設及びサービス   |              |
|      | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護   |              |
| (15) | <u>居宅介護福祉用具購入費</u>   | 45,266       |
|      | 要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から福祉用具を購入したときに、居宅介護福祉用具購入費を支給する。  | (53,771)     |

(16)	<u>居宅介護住宅改修費</u> 要介護被保険者が給付対象となる住宅の改修を行ったときに、居宅介護住宅改修費を支給する。	114,260 (95,833)
(17)	<u>居宅介護サービス計画給付費</u> 要介護被保険者が指定居宅介護支援を受けたときに、居宅介護サービス計画給付費を支給する。	2,035,292 (1,866,832)
(18)	<u>介護予防サービス給付費</u> 要支援被保険者が指定介護予防サービスを利用したときに、介護予防サービス給付費を支給する。 対象サービス 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護	2,172,845 (2,598,113)
(19)	<u>地域密着型介護予防サービス給付費</u> 要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービスを利用したときに、地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。 対象サービス 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	22,229 (4,445)
(20)	<u>特定入所者介護予防サービス費</u> 一定の基準を満たす低所得の要支援被保険者が指定介護予防サービスを利用したときの食費及び滞在費の負担限度額と基準費用額の差額について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。 対象サービス 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護	4,612 (2,250)
(21)	<u>介護予防福祉用具購入費</u> 要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から福祉用具を購入したときに、介護予防福祉用具購入費を支給する。	17,683 (18,929)
(22)	<u>介護予防住宅改修費</u> 要支援被保険者が給付対象となる住宅の改修を行ったときに、介護予防住宅改修費を支給する。	69,034 (67,860)
(23)	<u>介護予防サービス計画給付費</u> 要支援被保険者が指定介護予防支援を受けたときに、介護予防サービス計画給付費を支給する。	374,724 (333,187)
【款：保険給付費 項：介護サービス等諸費 目：審査支払手数料】		
(24)	<u>審査支払手数料</u> 介護報酬の請求に関する審査及び支払いを兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。	34,918 (33,176)

【款：保険給付費 項：高額介護サービス費 目：高額介護サービス費】

- |   |           |
|---|-----------|
| (25) <u>高額介護サービス費</u>   | 800,645   |
| 要介護及び要支援被保険者が利用したサービスの本人負担額（月額）が一定額を超える場合に、高額介護サービス費または高額介護予防サービス費を支給する。                  | (713,752) |
| (26) <u>高額医療合算介護サービス費</u>   | 150,713   |
| 各医療保険における世帯内で医療及び介護の両制度における本人負担額の合計額（年額）が一定額を超える場合に、高額医療合算介護サービス費または高額医療合算介護予防サービス費を支給する。 | (109,780) |

【款：地域支援事業費 項：地域支援事業費 目：介護予防事業費】

- |   |         |
|---|---------|
| (27) <u>高齢者食生活改善事業費</u>                                   | 580     |
| 65歳以上の高齢者に対して、介護予防及び健康づくりのための食生活を普及啓発し、地域における食生活の改善を支援する。 | (580)   |
| 実施内容  |         |
| 講習会や料理教室、健康づくり推進員及び在宅栄養士の研修                               |         |
| (28) <u>介護予防対策事業費</u>                                     | 4,301   |
| 身近な地域で気軽に参加できるように、健康な高齢者も含めた地域ぐるみの介護予防体制を構築していく。          | (4,301) |
| (29) <u>介護予防普及啓発事業費</u>                                   | 1,604   |
| 介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。                             | (1,530) |
| (30) <u>いきいき健康づくり事業費</u>                                  | 4,499   |
| 介護が必要となる状態を予防するため、65歳以上の高齢者に対して、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。 | (4,861) |
| (31) <u>総合事業費精算金</u>                                      | 1,687   |
| 住所地特例者が他市で総合事業の提供を受けたときに精算金を支払う。                          | (843)   |

【款：地域支援事業費 項：地域支援事業費 目：包括的支援等事業費】

- |   |           |
|---|-----------|
| (32) <u>地域包括支援センター運営事業費</u>   | 362,964   |
| 高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、総合的な相談支援や包括的ケアマネジメント業務等の充実を図る。            | (356,546) |
| (33) <u>在宅医療・介護連携推進事業費</u>  | 1,500     |
| 地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。 | (71)      |
| 拡充  |           |
| 在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。   |           |

(34)	<u>認知症対策推進事業費</u> 高齢化の進展に伴い増加が見込まれている認知症高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進する。	8,888 (5,263)
拡充	推進のため、パンフレットによる認知症の正しい理解や本市取組の周知、認知症サポーター養成拡大と活動の場の充実、地域の方がひとり歩き・帰宅困難な人を発見し関係機関が身元を捜しやすい仕組みづくり、初期集中支援モデル事業の連携機関の拡大を行う。	
(35)	<u>生活支援サービス体制整備事業費</u> 地域包括ケアシステムの推進にあたり、生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。	39,979 (41,185)
(36)	<u>家族介護慰労事業費</u> 要介護 4 または 5 に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去 1 年間介護保険サービスを利用しなかった者又はショートステイのみの利用が年間 7 日以内の者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。	200 (300)
(37)	<u>シルバーハウジング生活援助員派遣事業費</u> 災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、高齢者の生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。 市営団地 7 か所、県営団地 2 か所	41,025 (35,534)
(38)	<u>徘徊高齢者家族支援サービス事業費</u> 要介護認定を受けている 65 歳以上の在宅の認知症高齢者が屋外で徘徊したときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。	205 (265)
(39)	<u>高齢者向けグループハウス運営事業費</u> 軽度の要介護認定を受けている 65 歳以上の高齢者に対し、24 時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。	14,517 (14,613)
(40)	<u>高齢者自立支援型食事サービス事業費</u> 食事サービスを提供することにより、ひとり暮らし高齢者等の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、在宅生活を支援する。	5,548 (5,201)
(41)	<u>住宅改造相談事業費</u> 要介護・要支援の認定を受けている 65 歳以上の高齢者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造に関して、相談及び助言を行う。	12,828 (12,041)
(42)	<u>家族介護用品支給事業費</u> 要介護 4 または 5 で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品を支給する。	13,967 (12,747)

- (43) 介護マーク普及事業費 125  
 介護する方が周囲から誤解や偏見を受けないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配付するとともに、マークの普及・啓発を図る。 (348)
- (44) 住宅改修支援事業費 244  
 福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。 (238)
- (45) 介護相談員派遣事業費 6,720  
 介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。 (6,720)
- (46) 介護給付適正化事業費 3,539  
 利用者の自立支援に必要な介護サービスが適正に提供されること等を目指し、ケアプランのチェック・介護保険情報と医療保険情報の点検等を行う。 (3,446)
- (47) 権利擁護推進事業費 6,359  
 成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うと共に市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。 (6,740)
- (48) 成年後見制度利用支援事業費 10,745  
 契約締結等に必要と判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。 (6,264)
- (49) 高齢者緊急一時保護事業費 935  
 虐待や徘徊等により緊急かつ即時に居所が必要となる高齢者を、市と契約する施設に一定期間保護する。 (987)

【款：基金積立金 項：基金積立金 目：介護給付費準備基金積立金】

- (50) 介護給付費準備基金積立金 1,349  
 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるために設置した「介護給付費準備基金」へ当該年度の剰余金等を積み立てる。 (167,332)

《基金残高の推移》

(単位：千円)

24 末残高	25 末残高	26 末残高	27 末残高見込	28 積立	28 取崩	28 末残高見込
209,429	575,812	556,680	898,710	1,349	195,270	704,789

【款：諸支出金 項：諸費 目：第1号被保険者償還金及び還付加算金】

- (51) 第1号被保険者保険料過誤納金還付金 19,146  
 第1号被保険者保険料の過年度過誤納金を還付する。 (18,656)

【款：予備費 項：予備費 目：予備費】

- (52) 予備費 1,000  
 予備費 (1,000)